

(子) 職工退職金ノ率

二十年以上ハ一ノ百ヲ得入額ニ三日分

一年以上二十年未満ハ一ノ百ヲ得入額ノ一ノ二日分

一年以上半年未満ハ一ノ百ノ三十分日分

(六) 勤続手当ノ率

勤続年数毎年度ノ平均一割以上ニ付一割五厘(勤続八年以上)

(四) 日給金ニ一割以上ノ加算ヲ付スルニ付(勤続二年以上)

勤続年数毎年度日給金ニ一割ノ加算ヲ付スルニ付

(三) 退職金ニ一割以上ノ加算ヲ付スルニ付(勤続十年以上)

(二) 退職金ニ一割以上ノ加算ヲ付スルニ付

(一) 退職金ニ一割以上ノ加算ヲ付スルニ付(勤続十年以上)

勤 続 年 数

出

妻帯者 三十圓

獨身者 二十圓

(八) 勤続年限ヲ引續グ事

渡邊製釘部ハ大正十三年一月カラ開始大

正十五年二月一日中山直營トナツタ爲メ

従前ノモノヲ引續グコト

(九) 勤続賞與制定ノコト

(十) 定期昇給年二回トスルコト

(十一) 人員増加ノコト

△解件條件覚書

中山亞鉛工業所製肥部内ニアル職工規則及職工扶助規定ヲ製釘部ニ

モ適用

(從來中山亞鉛工業所製肥部ニハ歸國手当 妻帯者二十圓 獨身者十圓)

解雇手当六ヶ月以上一ケ年未満三十日分

以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ二日分